

23 日 獣 発 第 37 号

平成 23 年 5 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

「家畜共済の病傷事故給付基準」の一部改正について

このことについて、平成 23 年 3 月 30 日付け 22 経営第 7333 号をもって、農林水産省経営局長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

このたびの通知の内容は、家畜共済における病傷給付の適正化に資するため定めている「家畜共済の病傷事故給付基準」(平成 19 年 3 月 23 日付け 18 経営第 7622 号農林水産省経営局長通知)について、一部改正をしたとするものです。関係会員等への周知方お願いします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



22 経営第 7333 号
平成 23 年 3 月 30 日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省 経営局長



「家畜共済の病傷事故給付基準」の一部改正について

家畜共済事業の運営については、かねてより御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、家畜共済における病傷給付の適正化に資するために定めている「家畜共済の病傷事故給付基準」（平成 19 年 3 月 23 日付け 18 経営第 7622 号農林水産省経営局長通知）について、別紙のとおり一部を改正したので、お知らせします。



「家畜共済の病傷事故給付基準」（平成19年3月23日付け18経営第7266号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別添1)</p> <p>家畜共済の病傷事故給付基準</p> <p>病傷事故が発生したときは、その診療費について損害額を算定し共済金を支払うこととなっており（農業災害補償法第84条及び第116条、同法施行規則第33条）、この損害額を算定するに当たっては、通常必要とされる診療その他の行為を基準として行うこととなっている。（家畜共済損害認定準則第5）。</p> <p>病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為の基本的な解釈については、「家畜共済の事務取扱要領」（昭和61年3月31日付け61農経B第804号農林水産省経済局長通知）に定められているとおりである。</p> <p>すなわち、</p> <p>①「家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害」とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいい、</p> <p>②「通常必要とされる診療」とは、その病傷に対し、最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学界に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。</p> <p>家畜共済では、検査、診療及び治療に際しての指標となるべき基準として、</p> <p>①「家畜共済における臨床病理検査要領」（平成17年5月23日付け16経営第8829号農林水産省経営局長通知）</p> <p>②「家畜共済の診療指針」（平成14年3月29日付け13経営第6969号農林水産省経営局長通知）</p> <p>③「家畜共済における抗菌性物質の使用指針」（平成21年3月30日付け20経営第6633号農林水産省経営局長通知）</p>	<p>(別添1)</p> <p>家畜共済の病傷事故給付基準</p> <p>病傷事故が発生したときは、その診療費について損害額を算定し共済金を支払うこととなっており（農業災害補償法第84条及び第116条、同法施行規則第33条）、この損害額を算定するに当たっては、通常必要とされる診療その他の行為を基準として行うこととなっている。（家畜共済損害認定準則第5）。</p> <p>病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為の基本的な解釈については、「家畜共済の事務取扱要領」（昭和61年3月31日付け61農経B第804号農林水産省経済局長通知）に定められているとおりである。</p> <p>すなわち、</p> <p>①「家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害」とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいい、</p> <p>②「通常必要とされる診療」とは、その病傷に対し、最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学界に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。</p> <p>家畜共済では、検査、診療及び治療に際しての指標となるべき基準として、</p> <p>①「家畜共済における臨床病理検査要領」（平成17年5月23日付け16経営第8829号農林水産省経営局長通知）</p> <p>②「家畜共済の診療指針」（平成14年3月29日付け13経営第6969号農林水産省経営局長通知）</p> <p>③「家畜共済における抗菌性物質の使用指針」（平成13年2月27日付け12経営第718号農林水産省経営局長通知）</p>

を設けているが、これらの基準に記載されたものであっても、すべてが給付対象になるのではなく、共済金の給付については、「家畜共済診療点数表」（昭和30年農林省告示第778号）及び「家畜共済診療点数表適用細則」（昭和59年3月23日付け59農経B第637号農林水産省経済局長通知）により損害額を算定するとともに、病傷事故給付の具体的な取扱いで疑問の生じやすい点については、以下の基準によるものとする。

なお、本基準は、基準を超える診療行為を妨げるものではないが、本基準を超える部分については共済金の支払対象とはならず、組合員等の負担となることから、診療時には、そのことを説明した上で、診療を行う必要がある。

また、診療を行う者は、近年「食の安全」という視点が重要視される中、家畜診療は食料生産の一翼を担っていることを念頭に置くことが、治療効果と併せて求められる。

第1 臨床病理検査の基準

1 総則

病傷に対し最も有効かつ経済的な診療を行うためには、まず、正確な診断を速やかに行うことが必要である。診断は、稟告及び臨床所見を十分把握した上で行う必要があるが、稟告及び臨床所見のみで診断が困難な場合には、それらによって病因及び病名を推察し確定診断又は病態の把握のために必要な検査を的確に選択して実施すべきである。

給付は「家畜共済における臨床病理検査要領」を参考とするものとし、普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められない検査は給付外とする。確定診断後は、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査については給付外とする。

なお、臨床病理検査は、一病傷事故期間（初診から転帰まで）を通して、診断、病勢経過及び治癒判定の目的で行われるものであるので、給付回数は、原則として3回を限度とする（ただし、繁殖障害にかかる直腸検査は、この限りでない。）が、「2 具体的基準」に掲げるものについては、当該基準により給付するものとする。

を設けているが、これらの基準に記載されたものであっても、すべてが給付対象になるのではなく、共済金の給付については、「家畜共済診療点数表」（昭和30年農林省告示第778号）及び「家畜共済診療点数表適用細則」（昭和59年3月23日付け59農経B第637号農林水産省経済局長通知）により損害額を算定するとともに、病傷事故給付の具体的な取扱いで疑問の生じやすい点については、以下の基準によるものとする。

なお、本基準は、基準を超える診療行為を妨げるものではないが、本基準を超える部分については共済金の支払対象とはならず、組合員等の負担となることから、診療時には、そのことを説明した上で、診療を行う必要がある。

また、診療を行う者は、近年「食の安全」という視点が重要視される中、家畜診療は食料生産の一翼を担っていることを念頭に置くことが、治療効果と併せて求められる。

第1 臨床病理検査の基準

1 総則

病傷に対し最も有効かつ経済的な診療を行うためには、まず、正確な診断を速やかに行うことが必要である。診断は、稟告及び臨床所見を十分把握した上で行う必要があるが、稟告及び臨床所見のみで診断が困難な場合には、それらによって病因及び病名を推察し確定診断又は病態の把握のために必要な検査を的確に選択して実施すべきである。

給付は「家畜共済における臨床病理検査要領」を参考とするものとし、普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められない検査は給付外とする。確定診断後は、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査については給付外とする。

なお、臨床病理検査は、一病傷事故期間（初診から転帰まで）を通して、診断、病勢経過及び治癒判定の目的で行われるものであるので、給付回数は、原則として3回を限度とする（ただし、繁殖障害にかかる直腸検査は、この限りでない。）が、検査内容及び病類によっては、その必要性が異なることから、「2 具体的基準」に掲げるもの

2 具体的基準

乳汁簡易検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

尿検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

なお、同一病傷事故期間中に発生した合併症又は併発症に対する検査は、原疾患に対する検査にかかわらず給付するが、類症鑑別に不必要な検査については給付外とする。

また、同一検体を用いて検査を行うことが可能な場合は、検体採取に係る費用については給付外とする。

別表

(削除)

については、当該基準により給付するものとする。

2 具体的基準

乳汁簡易検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

尿検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

血液生化学的検査は、一病傷事故期間中を通して別表の病類ごとに定められた検査種別数の範囲で給付するものとし、この検査種別数を超えて行われる検査は、原則として給付外とする。

別表

病類		検査種別数	病類		検査種別数
ウイルス病		2	泌尿器病	3	
細菌・真菌病		2	生殖器病	3	
原虫・寄生虫病		2	泌乳器病	2	
血液及び造血器病		5	運動器病	3	
内分泌及び代謝疾患		5	中毒	3	
消化器病	肝臓疾患	5	8	新生子異常	2
	その他の消化器病	5		神経系病	2
呼吸器病		3	感覚器(眼,耳)病	2	
循環器病		4	皮膚病	2	
妊娠・分娩期及び産後の疾患		5	外傷不慮その他	2	

注1 検査種別とは、「家畜共済診療点数表」の「血液生化学的検査」の検査種別をいう。

2 原則として、同一病類内の合併症の場合は、別表の検査種別数の範囲（「肝臓疾患」と「その他の消化器病」を併発した場合は8までの範囲）で、また、複数の病類にまたがる場合は、それぞれの検査種別数の範囲で特に必要と認めた項目について加算給付するものとするが、類症鑑別に不必要な項目については給付外とする。

第2 病名別給付基準

1 総則 (略)

2 具体的基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 長期在胎

在胎日数が、経産牛は295日(受精卵移植された場合は288日)、
未經産牛は290日(受精卵移植された場合は283日)を超えても分娩
しないものについての治療以外は給付しない。

(5) ~ (10) (略)

第3 医薬品の給付基準

1 総則

医薬品の使用に当たっては、的確な診断のもとに最も効果のあるものを経済的に応用することが必要である。

医薬品を薬事法(昭和35年法律第145号)第14条に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合は給付しない。また、薬事法第14条に基づき承認された用量を基準として損害額を算定する。ただし、薬事法第14条に基づき承認された効能・効果、用法又は用量に基づかない方法によった場合であっても、その方法によってより高い効果が期待できるとともに、危険性が增大しないことが明らかで、かつ、その方法が広く学界で認められ、一般に普及している場合又はこの給付基準で特に定めた場合はこの限りではない。なお、この場合、獣医師の特例使用であることから出荷制限期間(動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)第4条の出荷制限期間をいう。)を適切に設定する必要がある。

第2 病名別給付基準

1 総則 (略)

2 具体的基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 長期在胎

在胎日数が、経産牛は295日、未經産牛は290日を超えても分娩しないものについての治療以外は給付しない。

(5) ~ (10) (略)

第3 医薬品の給付基準

1 総則

医薬品の使用に当たっては、的確な診断のもとに最も効果のあるものを経済的に応用することが必要である。

医薬品を薬事法(昭和35年法律第145号)第14条に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合は給付しない。また、薬事法第14条に基づき承認された用量を基準として損害額を算定する。自ら医薬品を調剤して使用した場合は、薬事法第14条に基づき承認された同種の製剤の成分及び用量を基準として給付する。ただし、薬事法第14条に基づき承認された効能・効果、用法又は用量に基づかない方法によった場合であっても、その方法によってより高い効果が期待できるとともに、危険性が增大しないことが明らかで、かつ、その方法が広く学界で認められ、一般に普及している場合又はこの給付基準で特に定めた場合はこの限りではない。なお、この場合、獣医師の特例使用であることから出荷制限期間(動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)第4条の出荷制限期間をいう。)を適切に設定する必要がある。

初めから高価な医薬品を用いた場合は、症状が特に急性でかつ重篤であるか、あるいは、特殊の薬効を必要とする場合であって、著しい治療効果を期待できることが明らかな場合を除き、代替し得る安価な

医薬品を併用した場合は、併用によって著しい治療効果を期待できることが明らかな場合及び1種ではその目的を達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価なもの以外については給付しない。

医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることが明らかになってから引き続き使用した当該医薬品については給付しない。

局方医薬品及び一般名で薬価基準表に記載されている医薬品については、いずれかの製造（輸入販売）会社の医薬品が記載されている場合は、当該製造（輸入販売）会社の当該医薬品以外の医薬品については給付しない。

2. 薬効別基準

薬効別	薬剤	基準
1 神経系用薬 (1) 解熱鎮痛消炎剤	サリチル酸系製剤 ピラゾロン系製剤 ピラピタル系及びサリチル酸系を主成分とする製剤 その他の解熱鎮痛消炎剤	手術後に使用した場合は原則として給付しない。 牛のフルニキシン系製剤については、 <u>一診察経過中の使用回数は、通常1回限り</u> を基準として給付する。
2・3 (略)	(略)	(略)
4 代謝性用薬 (1) ホルモン製剤（繁殖及び外用に用いるホルモン製剤を除く）	副腎皮質ステロイド製剤	ケトーシス、乳房水腫、 <u>大腸菌性乳房炎（ショック症状を呈するものに限る。）</u> 、関節炎、筋炎、 <u>臍（鞘）炎</u> 、 <u>肝炎（肥育用成牛）</u> 及び子宮炎以外は原則として給付しない。

医薬品によって損害額を算定する。

医薬品を併用した場合は、併用によって著しい治療効果を期待できることが明らかな場合及び1種ではその目的を達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価なもの以外については給付しない。

医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることが明らかになってから引き続き使用した当該医薬品については給付しない。

局方医薬品及び一般名で薬価基準表に記載されている医薬品については、いずれかの製造（輸入販売）会社の医薬品が記載されている場合は、当該製造（輸入販売）会社の当該医薬品以外の医薬品については給付しない。

2. 薬効別基準

薬効別	薬剤	基準
1 神経系用薬 (1) 解熱鎮痛消炎剤	サルチル酸系製剤 ピラゾロン系製剤 ピラピタル系及びサルチル酸系を主成分とする製剤 その他の解熱鎮痛消炎剤	手術後に使用した場合は原則として給付しない。 牛のフルニキシン系製剤については、 <u>原則として大腸菌性乳房炎のうちショック症状を呈するもの及び細菌性肺炎以外に対しては給付しない。</u> <u>一診察経過中の使用回数は、通常1回限りとする。</u>
2・3 (略)	(略)	(略)
4 代謝性用薬 (1) ホルモン製剤（繁殖及び外用に用いるホルモン製剤を除く）	副腎皮質ステロイド製剤	ケトーシス、乳房水腫、関節炎、筋炎、臍（鞘）炎及び肝炎（肥育用成牛）以外は原則として給付しない。一診察経過中の使用回数は通常2回以内を基準として給付する。

(2)～(8) (略)
5 病原微生物及び内寄生虫用薬（生物学的製剤、消毒剤を除く）
(1) 合成抗菌剤

(略)

サルファ剤

チアンフェニコール製剤

キノロン系製剤

フルオロキノロン系製剤

その他の合成抗菌剤

一診察経過中の使用回数は通常2回以内を基準として給付する。

(略)

感染性、化膿性及び敗血性疾患以外に対しては給付しない。

抗生物質との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することができる場合及び1種をもってその目的を達成することが困難な場合以外は給付しない。

フルオロキノロン系製剤については、第一次選択薬が無効であった場合又は薬剤感受性検査の結果等から、第一次選択薬の効果が期待できないと判断された場合以外は、原則として給付しない。

(略)

(略)

(2) (略)
(3) 抗生物質

(略)

β-ラクタム系抗生物質
アミノグリコシド系抗生物質

マクロライド系及び類系

(2)～(8) (略)
5 病原微生物及び内寄生虫用薬（生物学的製剤、消毒剤を除く）
(1) 合成抗菌剤

(略)

サルファ剤

ニトロフラン系製剤

チアンフェニコール製剤

オキシリン酸製剤

キノロン系製剤

その他の合成抗菌剤

(略)

感染性、化膿性及び敗血性疾患以外に対しては給付しない。

抗生物質との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することができる場合及び1種をもってその目的を達成することが困難な場合以外は給付しない。

(2) (略)

(3) 抗生物質

(略)

β-ラクタム系抗生物質
アミノグリコシド系抗生物質

マクロライド系及び類系

(略)

(略)

	抗生物質 テトラサイクリン系抗生物質 その他の抗生物質			抗生物質 テトラサイクリン系抗生物質 <u>クロラムフェニコール</u> その他の抗生物質	
--	-----------------------------------	--	--	--	--